

保 発 0728 第 11 号  
平成 29 年 7 月 28 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

### 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

高額療養費の算定基準額等の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 213 号）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者等に配慮した上で、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

#### 第 2 改正の内容

##### 1 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）の一部改正

##### ① 70 歳以上の高額療養費の算定基準額に関する事項（健保令第 42 条関係）

算定基準額については、次の表のとおりとすること。

| 所得区分                   | 外来の上限額<br>(個人ごと)             | 外来＋入院の上限額<br>(世帯ごと)                              |
|------------------------|------------------------------|--|
|                        | 現役並み所得<br>(標準報酬月額 28 万円以上)   | 44,400 円<br><u>→57,600 円</u>                     |
| 一般<br>(標準報酬月額 28 万円未満) | 12,000 円<br><u>→14,000 円</u> | 44,400 円<br><u>→57,600 円</u><br><多数回該当：44,400 円> |
| 低所得者Ⅱ                  | 8,000 円                      | 24,600 円   |
| 低所得者Ⅰ                  |                              | 15,000 円   |

※ 75 歳到達月の特例について

高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算され、75 歳到達月においては、到達前の期間については健康保険制度、到達後の期間については後期高齢者医療制度のそれぞれの自己負担限度額が適用されることとなるため、現行においては、この自己負担限度額は両制度の本来額の 2 分の 1 の額が適用されているが、今回の改正においても同様に上の表の金額に 2 分の 1 を乗じた額とすること。

② 外来療養に係る年間の高額療養費に関する事項（健保令第 41 条の 2 関係）

基準日（7 月 31 日）時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間（前年 8 月 1 日から 7 月 31 日まで）のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額）を合算し、14 万 4,000 円を超える場合は、その超える分を支給すること。

③ その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 船員保険法施行令（昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保令」という。）の一部改正

1 ①及び②に準じた改正（船保令第 8 条の 2 及び第 9 条関係）を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

3 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(国保令第29条の2の2及び第29条の3関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「高確令」という。)の一部改正

1 ①及び②に準じた改正(高確令第14条の2及び第15条関係)を行ったこと。その他所要の規定の整備を行ったこと。

5 経過措置

本政令の施行日(平成29年8月1日)に医療保険の加入者の資格を喪失した者については、当該日を基準日とすること。

また、本政令の施行前に行われた療養に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例とすること。

第3 施行期日

平成29年8月1日から施行すること。